

# 使用料規程取扱細則

(社交場)

昭和62年4月1日実施

一部変更 平成5年4月1日

一部変更 平成18年4月1日

一部変更 平成19年10月1日

JASRAC<sup>®</sup>

一般社団法人 日本音楽著作権協会

(目 的)

第1条 この細則は、使用料規程第2章第1節8社交場における演奏等の備考⑭及び別表6①に基づき、標準単位料金及び宿泊料金の基準を定めることを目的とする。

(標準単位料金、宿泊料金)

第2条 標準単位料金及び宿泊料金の基準は、別表のとおりとする。この場合において、標準単位料金・宿泊料金の欄に掲げる各代金又は料金は、著作物の利用を伴う営業の料金体系における標準的な額とする。

(細則の変更)

第3条 この細則は、使用料規程が変更された場合その他必要がある場合は、変更することができる。

附 則

(実施時期)

1 この細則は、平成19年10月1日から実施する。

別 表

使用料の適用区分	業 種	標準単位料金・宿泊料金	
		定額制又はチケット制の場合	定額制又はチケット制以外の場合
1-①	ライブハウス など		
	キャバレー ショーパブ など	定額料金又はチケット料金 (等級又は時間区分がある 場合はその算術平均の額)	飲物代金 + 料理代金(1) + サービス料等の合計額
	レストランシアター など		飲物代金 + 料理代金(2) + サービス料等の合計額
1-②	ヘルスセンター など	入場料 (等級区分がある場合はその算術平均の額。入浴入湯料を含む。)	
	ダンスホール など	入場料 (等級区分がある場合はその算術平均の額。飲物付き又は軽飲食物付きを含む。)	
	ディスコ など		
1-③	バー クラブ スナック 居酒屋 など	定額料金又はチケット料金 (等級又は時間区分がある 場合はその算術平均の額)	飲物代金 + 料理代金(1) + サービス料等の合計額
	レストラン グリル 料理店 など		料理代金(2) + サービス料等の合計額
	喫茶店 など		飲物代金
2	宴会場		飲物代金 + 料理代金(2) + サービス料等の合計額
3	宿泊施設	宿泊料金 (大人の1泊2食分で、等級区分がある場合は、その算術平均の額。)	

(別表の備考)

- ① 「使用料の適用区分」とは、使用料規程第2章第1節8 社交場における演奏等に定める使用料の適用区分をいう。
- ② 定額制・チケット制とそれ以外の料金体系が並立する場合の標準単位料金は、定額制による料金とする。
- ③ 「飲物代金」とは、当該店舗で標準的に提供される酒類またはソフトドリンクの料金をいい、以下のものの単価とする。ただし酒類の提供が主としてボトル販売(又はキープ制)である場合は、ボトル1本の代金を1/10にした額とする。

[酒 類]

- i) ビール : ビン1本あるいはジョッキ1杯分
- ii) ウイスキー・ワイン・焼酎 : グラス1杯分
- iii) 日本酒 : 1合分
- iv) その他 : グラス1杯分

[ソフトドリンク]

- i) コーヒー又は紅茶 : カップ1杯分
- ii) ジュースその他 : グラス1杯分

- ④ 「料理代金(1)」とは、酒類の提供を主とする業種において標準的に提供される突き出し、オードブル及び一品料理それぞれのメニューの平均単価を加算した代金をいう。
- ⑤ 「料理代金(2)」とは、料理の提供を主とする業種及び宴会場で提供される料理メニューの以下の平均単価をいう。
  - i) 定食コースのある場合 : コース代金の平均
  - ii) i) 以外の場合 : 一品料理代金の平均
- ⑥ 「サービス料等」とは、サービス料、テーブルチャージ、ミュージックチャージ等名義の如何を問わず飲食代金に標準的に加算される料金をいう。
- ⑦ 営業システムにおいて会員制のある場合の入会金又は会費は、退会時に返還特約のある入会金を除き、原則として入会金又は会費の有効期間の営業日数で除した額をそれぞれ合算し、当該営業の標準単位料金に加算したものを標準単位料金とする。

なお、会員以外の者（ビジター）に対する営業システムがある場合は、ビジターに課する標準単位料金をもって標準単位料金とすることができる。

